# 中央清掃工場だより

令和 7 年 3月21日発行

第42号

| 印　刷　物　登　録 |
| --- |
| 令和 6年度第127 号 |


東京二十三区清掃一部事務組合　中央清掃工場
〒104-0053 中央区晴海5-2-1
TEL 03-3532-5341　　FAX 03-5547-2263
https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp

## ごみの分別にご協力をお願いします

清掃工場では家庭や事業所から出る可燃ごみを焼却処理しています。その中に、金属類などの不燃物が混入していると、焼却炉の停止や機器類の故障の原因となり、焼却に重大な影響を及ぼします。

たとえ小さな金属製品や食器、不燃性の小物でも、焼却炉内で他の不燃物と複雑に絡み合って機器類に悪い影響を与えることがあります。

焼却炉が停止すると、復旧までに多額の経費と長期間の整備が必要なうえ、収集・運搬に支障が生じ23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。

区民・事業者の皆様には、正しいごみの分別にご協力をお願いします。

〔機器の中で絡まった金属などの不燃ごみ〕

## 火災事故の原因になります

リチウムイオン電池など小型充電式電池の中には燃えやすい液体が入っており、収集作業や破砕処理などのごみ処理の過程で押しつぶされると、熱を持ち、発火することがあります。

二次電池内蔵製品を処分する際は、ごみと分別し、お住まいの区の分別ルールに従って出してください。

**(※)二次電池を使用したコードレス電化製品の一例です**

〔ワイヤレスイヤホン〕

〔電子タバコ〕

〔ハンディ扇風機〕

〔電動歯ブラシ〕

**◎ごみの分別に迷うときは、お住まいの区の清掃事務所にお問い合わせください**

## 《能登半島地震の災害廃棄物を受入れています》

中央清掃工場では、令和７年３月３日(月)から令和７年３月末まで、令和６年能登半島地震に伴い発生した石川県内の災害廃棄物を受け入れています。

鉄道コンテナにより、１週間当たり80トン程度の木くずを含む可燃性混合廃棄物が搬入されています。

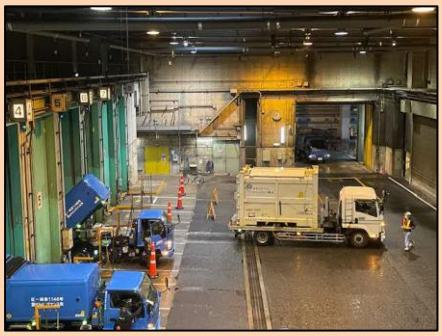

〔災害廃棄物の受入れの様子〕

## 《清掃工場からのお願い》

東京23区内の清掃工場では、以下の２つのことには対応できません。

①家庭から出たごみは、直接清掃工場へ持ち込むことはできません。引越し等に伴い、一度に大量のごみを出す場合は、各区の清掃事務所へお問い合わせください。

②ごみバンカ(ごみをためる巨大なピット)に投入されたものを回収することはできません。大切なものを誤って捨ててしまわないようご注意ください。

ご理解とご協力をお願いします。

## 《環境報告書２０２４を発行》

令和５年度の中央清掃工場の環境管理活動の結果をまとめた「中央清掃工場環境報告書2024」を発行しました。環境報告書は、東京二十三区清掃一部事務組合のホームページ内の中央清掃工場のページに載せています。ぜひご覧ください。

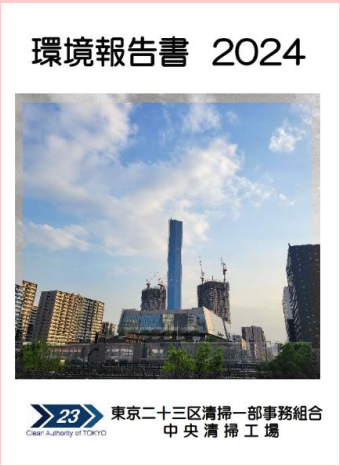


## ★工場見学のご案内★

清掃工場について広く知っていただけるよう、中央清掃工場では工場見学を開催しています。見学会では、清掃工場の紹介動画の鑑賞後、職員の解説を交えながら見学ルートを案内します。

個人見学会（９名以下）は毎月第２土曜日に、10名以上の団体見学会は毎週月～金曜日に開催しています。

工場設備機器の点検等で変更や中止もありますので、事前に電話でご連絡ください。

☆個人見学会の詳細につきましては、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページをご参照ください。

https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kengaku/index.html

**※令和7年３月から7月までの期間は見学を中止します。**
**（焼却炉の定期点検補修工事実施のため）**

《申込み・問合せ》
中央清掃工場　技術係　電話：03(3533)5095
受付時間：午前９時～午後５時（日曜日を除く）

工場だよりは、清掃工場の操業状況等をお知らせするために、年２回発行しています。<中央清掃工場　工場だより編集委員会>